

◆ 安全運転管理者等の選任

(1) 選任基準

自動車の使用者は、使用している自動車の台数に応じて、次のように安全運転管理者等を選任しなければなりません。

	安全運転管理者	副安全運転管理者
一般事業所	○ 乗車定員11人以上の自動車が1台以上 ○ その他の自動車が5台以上（※）	○ 20台以上40台未満 …… 1人 ○ 40台以上60台未満 …… 2人 （以下20台ごとに1人加えて選任）
運転代行業	○ 運転代行業の営業所ごとに選任（随伴自動車が1台以上）	○ 10台以上20台未満 …… 1人 ○ 20台以上30台未満 …… 2人 （以下10台ごとに1人加えて選任）

※ 大型自動二輪車、普通自動二輪車は1台を0.5台として計算します。

※ 原動機付自転車は含みません。

(2) 選任条件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳（副安全運転管理者が置かれる場合は30歳）以上	20歳以上
以下のいずれかの条件に該当する者 ○ 自動車の運転管理（※1）に関し2年以上の実務経験を有する者 ○ 教習（※2）を修了してから、自動車の運転管理に関し1年以上の実務経験を有する者 ○ 上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者	以下のいずれかの条件に該当する者 ○ 自動車の運転管理（※1）に関し1年以上の実務経験を有する者 ○ 運転経験が3年以上ある者 ○ 上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
以下の条件のいずれにも該当しない者 ○ 解任命令（※3）により解任された日から2年を経過していない者 ○ 次の違反行為をした日から2年を経過していない者 ・ 人身事故を起こした場合の措置義務違反 ・ 酒酔い運転又はその下命・認容 ・ 過労運転（麻薬等運転を含む）又はその下命・容認 ・ 無免許運転又はその下命・容認 ・ 最高速度制限違反の下命・容認 ・ 政令大型自動車等の無資格運転の下命・容認 ・ 酒気帯運転の下命・容認 ・ 積載制限違反の下命・容認 ・ 使用制限命令違反 ・ 放置行為の下命・容認	

※1 安全運転管理者又は副安全運転管理者としての経験に限定されず、運転者を直接に又は間接に管理した経験があればその経験年数も含まれます。

※2 毎年開催している法定講習（道路交通法第108条の2第1項第1号）のことではありません。

※3 道路交通法第74条の3第6項によって公安委員会から発せられる命令のことです。

◆ 添付書類等

○ 新たに安全運転管理者を選任する場合

(例) 社有車が5台以上に増えた
新しく会社を作る(社有車が5台以上ある場合)

【提出書類】

安全運転管理者に関する届出書(様式第4号の2) 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
運転管理に関する経歴書(様式第4号の4) 1通	○ 詳しい書き方は「運転管理に関する経歴書の記載例」を確認してください
戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1枚	○ 戸籍抄本又は住民票の写しを提出する場合は、取得日が6ヶ月以内のものを提出してください ○ 「これらに準じるものとして公安委員会が定める書類」とは、運転免許証、免許情報記録個人番号カード(※マイナ免許証)、健康保険被保険者証、マイナンバーカード(※)、国民年金手帳、パスポート等の写しを指します(運転代行業の方は、必ず住民票の写しを提出してください)
運転記録証明書 1枚	○ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターで発行されます ○ 3年間または5年間の証明書で、取得日が3ヶ月以内のものを提出してください(1年間の証明書は不可)

※ マイナ免許証及びマイナンバーカードについては、表面のみコピーして提出をお願いします。

○ 安全運転管理者を変更する場合

【提出書類】

安全運転管理者に関する届出書(様式第4号の2) 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
運転管理に関する経歴書(様式第4号の4) 1通	○ 詳しい書き方は「運転管理に関する経歴書の記載例」を確認してください
戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1枚	○ 戸籍抄本又は住民票の写しを提出する場合は、取得日が6ヶ月以内のものを提出してください ○ 「これらに準じるものとして公安委員会が定める書類」とは、運転免許証、免許情報記録個人番号カード(※マイナ免許証)、健康保険被保険者証、マイナンバーカード(※)、国民年金手帳、パスポート等の写しを指します(運転代行業の方は、必ず住民票の写しを提出してください)
運転記録証明書 1枚	○ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターで発行されます ○ 3年間または5年間の証明書で、取得日が3ヶ月以内のものを提出してください(1年間の証明書は不可)
旧安全運転管理者の証	○ 令和3年4月1日に廃止されました 可能であれば、返納してください

※ マイナ免許証及びマイナンバーカードについては、表面のみコピーして提出をお願いします。

○ 副安全運転管理者を新たに選任（増員）する場合

（例） 社有車が20台以上に増えた（副安全運転管理者を新たに選任）
社有車が40台以上に増えた（副安全運転管理者の増員）

【提出書類】

副安全運転管理者に関する届出書 （様式第4号の3） 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）又は運転経歴書（様式第4号の5） 1通	○ 届出書の資格要件の欄が「運転の管理経験1年以上」に該当するときは「運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）」、「運転の経験期間3年以上」に該当するときは「運転経歴書（様式第4号の5）」を提出してください ○ 詳しい書き方は「運転管理に関する経歴書の記載例」又は「運転経歴書の記載例」を確認してください
戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1枚	○ 戸籍抄本又は住民票の写しを提出する場合は、取得日が6ヶ月以内のものを提出してください ○ 「これらに準じるものとして公安委員会が定める書類」とは、運転免許証、免許情報記録個人番号カード（※マイナ免許証）、健康保険被保険者証、マイナンバーカード（※）、国民年金手帳、パスポート等の写しを指します（運転代行業の方は、必ず住民票の写しを提出してください）
運転記録証明書 1枚	○ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターで発行されます ○ 3年間または5年間の証明書で、取得日が3ヶ月以内のものを提出してください（ <u>1年間の証明書は不可</u> ）

※ マイナ免許証及びマイナンバーカードについては、表面のみコピーして提出をお願いします。

○ 既に選任している事業所で、副安全運転管理者を変更する場合

【提出書類】

副安全運転管理者に関する届出書 （様式第4号の3） 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
「運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）」又は「運転経歴書（様式第4号の5）」 1通	○ 届出書の資格要件の欄が「運転の管理経験1年以上」に該当するときは「運転管理に関する経歴書（様式第4号の4）」、「運転の経験期間3年以上」に該当するときは「運転経歴書（様式第4号の5）」を提出してください ○ 詳しい書き方は「運転管理に関する経歴書の記載例」又は「運転経歴書の記載例」を確認してください
戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1枚	○ 戸籍抄本又は住民票の写しを提出する場合は、取得日が6ヶ月以内のものを提出してください ○ 「これらに準じるものとして公安委員会が定める書類」とは、運転免許証、免許情報記録個人番号カード（※マイナ免許証）、健康保険被保険者証、マイナンバーカード（※）、国民年金手帳、パスポート等の写しを指します（運転代行業の方は、必ず住民票の写しを提出してください）
運転記録証明書 1枚	○ 運転記録証明書は、自動車安全運転センターで発行されます ○ 3年間または5年間の証明書で、取得日が3ヶ月以内のものを提出してください（ <u>1年間の証明書は不可</u> ）
旧安全運転管理者の証	○ 前任者の選任を令和3年4月1日以降に届出た場合、不要です

※ マイナ免許証及びマイナンバーカードについては、表面のみコピーして提出をお願いします。

○ 安全運転管理者又は副安全運転管理者を解任する場合

【提出書類】

安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3） 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
旧（副）安全運転管理者の証	○ 前任者の選任を令和3年4月1日以降に届出た場合、不要です

○ （副）安全運転管理者は変わらないが、（副）安全運転管理者の氏名を変更する場合

【提出書類】

安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の3） 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに準じるものとして公安委員会が定める書類 1枚	○ 戸籍抄本又は住民票の写しを提出する場合は、取得日が6ヶ月以内のものを提出してください ○ 「これらに準じるものとして公安委員会が定める書類」とは、運転免許証、免許情報記録個人番号カード（※マイナ免許証）、健康保険被保険者証、マイナンバーカード（※）、国民年金手帳、パスポート等の写しを指します（運転代行業の方は、必ず住民票の写しを提出してください）
旧（副）安全運転管理者の証	○ 選任の届出が令和3年4月1日以降だった場合、不要です

※ マイナ免許証及びマイナンバーカードについては、表面のみコピーして提出をお願いします。

○ （副）安全運転管理者は変わらないが、
（副）安全運転管理者の氏名以外の届出事項を変更する場合

【提出書類】

安全運転管理者に関する届出書（様式第4号の2） 1通	○ 詳しい書き方は「安全運転管理者に関する届出書の記載要領」を確認してください
旧（副）安全運転管理者の証	○ 使用の本拠の名称又は位置を変更する場合のみ提出してください ○ 選任の届出が令和3年4月1日以降だった場合、不要です